

第11章 特定届出の種類

本事業を実施するに際し、必要な特定届出は表 11.1.1 のとおりである。

表 11.1.1 特定届出の種類

根拠法令	内 容
航空法第 38 条第 1 項	空港等又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない